平成２８年（フ）第９７７号
堺市東区日置荘原寺町232番地２　エクストリア202号
破産者　永田　佳江（旧姓岩井）
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
京都府城陽市久世南垣内66番地、前住所兵庫県西宮市日野町18番19―101号
破産者　福富　秀男
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目８番10号キューブ東塚口605号
破産者　奥野　哲也
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０６号
福岡市南区塩原４丁目３番１号、申立時の住所熊本市中央区新大江２丁目１番23号　ＦＩＲＳＴ新大江201号室
破産者　青木　　孝
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市弥生町２丁目３番１―401号
破産者　相澤　政昭
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５号
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番20号　コーポフルベースＤ201号
破産者　奥﨑　弘晋
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２３３号
盛岡市加賀野３丁目１番３号、旧住所盛岡市東緑が丘22番40号
破産者　内田　榮子
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２９８号
岩手県紫波郡紫波町南日詰字下川原45番地
破産者　滝浦　賜美
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６８号
岩手県花巻市石鳥谷町西中島第４地割78番地４
破産者　山蔭カツ子
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１８３号
秋田市土崎港東２丁目７番32号
破産者　田中　善仁
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５号
長野県岡谷市山手町２丁目２番10号
破産者　山田　文男
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１６４号
島根県隠岐郡隠岐の島町中町出雲結の上１番地14、開始決定時の住所大津市富士見台36番３号
破産者　宮本　真治
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８９８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目12番８号コーポ中道202号
破産者　小路　　律
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目11番７号　ＳＨＩＫＯＫＵ107―３Ａ
破産者　田中　伸一
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０８号
兵庫県西宮市神垣町７番８―303号
破産者　長﨑　信人
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３００号
兵庫県西宮市獅子ケ口町１―10　フェニックス夙川103号室、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町15番10―606号
破産者　角倉　尚美
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県篠山市味間奥1747番地１
破産者　砂走　幸子
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２号
広島県福山市山手町１丁目８番48―３号
破産者　重白　尚利
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３号
愛媛県大洲市長浜町今坊甲1280番地の１
破産者　後藤　政次
１　決定年月日　平成29年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部